



公共土木工事における安全・訓練等の実施について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日 :平成4年5月12日

発管第29号
平成4年5月12日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

公共土木工事における安全・訓練等の実施について（通知）

このことについて別添のとおり定めたので、平成4年5月15日以降起工決裁する工事に適用してください。

公共土木工事における安全・訓練等の実施について

- 趣旨
工事の実施に際し、作業の安全を確保するために作業現場の作業員一人一人が安全に対する理解を深めることが最も重要である。
そこで、公共土木工事における安全・訓練等の実施について、以下のとおり定めることとする。
ただし、維持修繕工事及び災害復旧工事等で、工期が1か月に満たないものについては、監督員と現場代理人の協議によりその内容を定めることとする。
- 特記仕様書
起工設計書に安全・訓練等の実施を記述した特記仕様書（別紙 - 1）を添付するものとする。
- 施工計画書
(1) 施工計画書作成に当たり提出前に、監督員と現場代理人が協議を行い、工事現場に即した実施項目を定め、施工計画書に記載し、提出するものとする。
(2) 実施項目については、別紙 - 2を参考に記述する。
- 実施状況の確認
安全・訓練等の実施内容については、工事週報に実施内容（実施項目、時間等）を記載し、工事写真に実施状況写真を添付し、提出するものとする。
なお、実施状況については、ビデオにて提出してもよい。

別紙 - 1

安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

- 労働安全衛生法第59条、第60条及び第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事現場に即した安全・訓練等を、全ての作業員を対象に毎月1回、半日以上時間を割り当てて実施するものとする。
- 安全・訓練等の実施について「鳥取県土木工事共通仕様書」第103条施工計画書の「安全管理」に実施項目を記載し監督員に提出するものとする。

別紙 - 2

安全・訓練等の実施項目

- 安全・訓練等の実施項目は「安全管理マニュアル」（別添）及び次の内容を参考とする。
 - 安全活動のビデオ等による視覚教育
 - 工事内容等の周知
 - 安全衛生活動に関する手法の修得
 - 安全衛生活動の前月の反省と評価
 - 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
 - 災害対策訓練
 - 本工事現場で予想される事故対策
 - その他、安全・訓練等として必要な事項
- その他
鳥取県土木工事共通仕様書第112条「諸法規の遵守」において、安全関係法令等の周知をうたっており、請負者として当然実施する項目であるため、安全・訓練等の実施項目には加えていない。

安全管理マニュアル

目次

	頁
1 安全施工サイクルの設定	1 ~ 2
2 日常打ち合わせの実施	3 ~ 4
3 TBMの実施	5 ~ 6
4 危険予知訓練の実施	7 ~ 8
5 作業手順KYの実施	9 ~ 10
6 現場パトロールの実施	11 ~ 17

1 安全施工サイクルの設定

【趣旨】

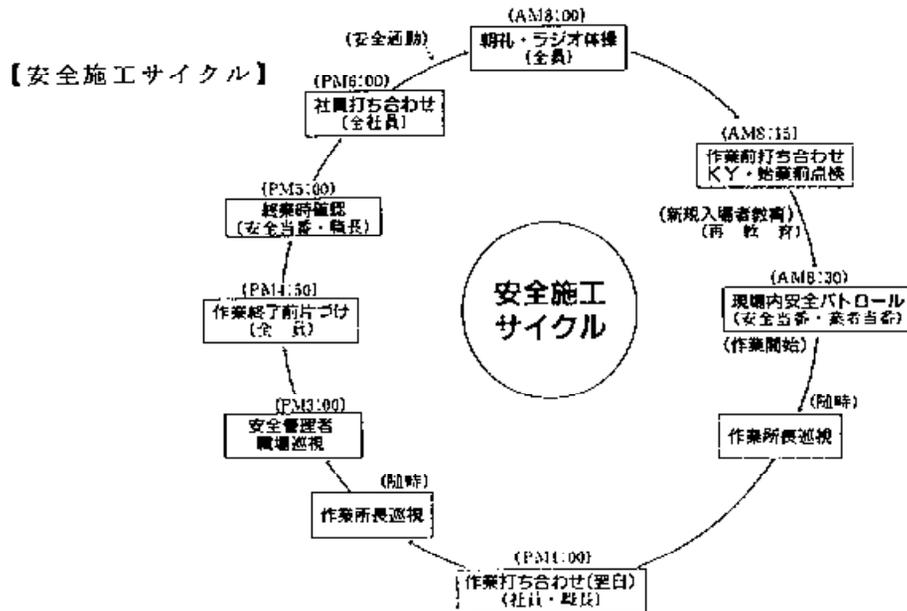
安全施工サイクルは、朝礼やラジオ体操に始まり、作業員は後片付けまで、職員や元請のスタッフは作業終了後のフォロー（終業時確認、打ち合わせ）までを1サイクルとする。

日常の安全管理の柱

【安全施工サイクルの核】

- (1) 作業前打ち合わせ
職長などからの作業指示、TBM、KY、始業前点検
- (2) 翌日の作業の打ち合わせ
作業所長、元請会社の工事担当者と下請け協力会社の職長などの打ち合わせ・作業指示
- (3) 作業巡視
安全当番などによる巡視、スタッフによる巡視、作業所長による巡視
- (4) 作業終了前片付け
それぞれの事項について、事前に安全施工サイクル細目実施要領（様式-1）を決めておくが良い。

【安全施工サイクル】



2 日常打ち合わせの実施

【趣旨】

作業所長や元請会社の工事担当者、下請け協力会社の職長などとの間で、主として翌日の作業などについて打ち合わせるものである。安全工程打ち合わせなどと呼ばれる。

作業所の安全管理の最重点

【日常打合せの内容】

- (1) 当日や翌作業日の各作業間の連絡調整
- (2) 当日や翌作業日の作業方法に関する危険の予測及びその対策

- (3) 当日や翌作業日に使用する機械、設備、材料に対する危険の予測及びその対策
- (4) 当日や翌作業日の有資格者・作業者の配置に対する危険の予測及びその対策
- (5) 当日や翌作業日の天候及び作業場の周囲に対する危険の予測及びその対策
- (6) 当日の作業場の巡視結果の発表及び是正指示

【日常打ち合わせの実施結果】

元請会社から各施工業者に対し、安全作業指示書（様式 - 2）を交付する。

安全作業指示書には、翌日の作業について（1）作業内容、（2）作業場所、（3）予測される危険と対策、（4）他職種との関連作業などが明記される。

3 TBMの実施

【趣旨】

朝礼のあとに行われる作業打ち合わせにおいて、当日の作業の進め方などを打ち合わせることを、ツール・ボックス・ミーティング（TBM）という。

安全作業の指示事項を伝えたり確認する。

【TBMの方法】

親方や、第1線監督者などを中心に、その日の作業の内容や方法、段取り、問題点などについて、短時間で話し合ったり、指示伝達を行うものである。

	所要時間	司会者	ミーティングの内容	人員
朝礼後	朝礼後 5-10分	リーダー	管理・監督者の報告指示、指導事項に対して、“どうやるか”の検討	5-6人程度 (グループ編成で)
作業中	そのつど 随時 5-10分	リーダー	指示変更、“危ない”事項 トラブルに対する検討	5-6人程度 (グループ編成で)
職場 ミーティング	月に2-3回 30-60分	リーダー	グループ目標実施計画や作業手順表の見直し、安全規律など時間を要するものの検討	10人以内 が妥当

職長は、安全ミーティング日報（様式 - 3）に、（1）作業手順、（2）作業上の注意事項、（3）安全上の注意事項を記入する。
また、作業員から指摘のあった事項も、安全ミーティング日報に記載し、作業方法や手順を全員で再確認する。

4 危険予知訓練の実施

【趣旨】

危険予知訓練は、危険のK、予知のY、トレーニング（訓練）のTをとってKYTと呼ばれている。
作業前打ち合わせにおいて、TBMと合わせて行われる。
目に見えない職場の危険性を全員で予知・発見し、それを排除したり、危険に巻き込まれないように安全な作業を行うことにより災害をなくそうとする安全の先取り活動である。

全員参加で危険を摘出する。

【危険予知訓練の方法】

- (1) KYシートを作業員に示す。
- (2) このシートに示す作業について、ひとつずつ危険を摘出していく。
- (3) 摘出した危険要因に対して、どう対処するかをみんなで考え、的確な対策・処置を講じる。
- (4) ミーティングで出された意見は、危険予知活動記録板（KYボード）に記入し、必要事項とも合わせてKY日報（様式 - 4）に記録する。

5 作業手順KYの実施

【趣旨】

危険予知訓練手法に作業手順（作業の順序）を組み込み、作業の順序ごとにKYを行う。

作業手順ごとにKYを行う。

【作業手順KYの方法】

- (1) KYボード（様式 - 5）を準備する。
- (2) 日付けと作業内容を記入する。
- (3) 手順の欄に、作業のステップ（内容）を記入する。
- (4) 作業のステップごとに、どんな危険があるか、リーダーが作業員に問いかけ、意見を整理し「どんな危険がありますか」の欄に記入する。
- (5) 予測した危険が出そろったら、それぞれの危険に対し、どうすれば危険を防ぐことができるか対策を考える。
- (6) 全部の手順項目についてKYが終了したら、対策の欄に記入した事項も含め、作業手順全体を見直し、最も正しい手順に組み替えて順番（番号）をつける。
- (7) 組み替えた作業の手順をもう一度、全員で確認する。

6 現場パトロールの実施

【趣旨】

災害を未然に防止するために、安全管理者や職長、安全当番でグループを組んで現場パトロールを行う。

点検項目と内容を整理する。

【現場パトロールの時期】

- (1) 定時に行うパトロール
- (2) 作業所長や安全管理者は、実施時期を特定せず、抜き打ち的にパトロールを行う。

【現場パトロールの方法】

- (1) チェックリスト（様式 - 6，様式 - 7）を使用する。
なお、項目は安全衛生点検項目と点検内容（様式 - 8）から取捨選択する
- (2) 安全衛生管理状況の点検
- (3) 不安全状態の有無の点検
- (4) 不安全行為の有無の点検

様式 - 7 建設現場のチェックリスト

区分	チェックポイント	良否	改善事項
足場 作業 床	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2 m以上の場合で、墜落の恐れがある作業につく場合、足場を設け、作業床を確保しているか。 ・高さが2 m以上の作業床の端、開口部などで墜落の恐れがある場所には、手すり、囲い、覆いなどが設けられているか。 ・「開口部注意」の表示をしているか。 ・高さ又は深さが1.5 mを超える場所の作業に、昇降設備を設けているか。 ・採光又は照度は良いか。 ・作業床がどうしても設けられない場合、防護を張り、作業者に安全帯を使用させるなど、墜落災害の防止措置を講じているか。 		
網 安全 帯	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帯の取付け設備はよいか。 ・網はナイロンテープまたはワイヤーロープ以外のロープを使用していないか。 ・網の材質（強度）の確認をしているか。 ・網のニンドの処理方法は適当であるか。 ・補助金具などの密着はよいか。 ・安全帯及び取付け設備の異常の有無について、定期及び随時に点検しているか。 		
作 業 主 任 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、橋梁、足場などの組み立て、解体又は変更の作業を行う場合で、作業員が墜落の危険があるときは、作業指揮者を指名し、その者に直接作業を指揮させているか。 ・作業主任者又は作業指揮者を選任又は指名し、作業開始前に作業の方法及び順序を作業員に周知させ、安全作業の注意を与えるとともに作業中は作業を監視させているか。 		
作 業 場	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落の危険がある箇所立ち入り禁止の措置を行い関係作業員以外の者の立ち入りを禁止しているか。 ・段取り換え時など、工事の競合による地肌種間との連絡は十分か。 ・強風、大雨、大雪などの悪天候のため、危険が予想されるときは作業を禁止しているか。 (高さ2 m以上の箇所の作業の場合) ・強風、大雨、大雪などの悪天候、中震以上の地震、足場の組み立て、一部解体変更の後に、足場の点検をしているか。 ・作業床の積載物は表示してある最大積載重量を超えていないか。 ・作業床に集中荷重や歪しい衝撃を与えていないか。 		
作 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・未経験者を作業につかせるとき、安全教育を行った後に就業させているか。 ・危険を無視した不安全動作をしないように教育しているか。 ・作業員の配置は適切であるか。 ・作業員の服装、履きものは正常であるか。 ・定められた通路、昇降設備を利用しているか。 		

様式 - 8 安全衛生点検項目と点検内容

点 検 項 目	点 検 内 容	
一 般	届出・報告	共同企業体代表者届、特定元方事業開始報告、総括安全衛生責任者専任報告、工事計画届、機械等（設置、移転、変更）届、寄宿舎設置届、設置報告（クレーン、デリック、建設用リフト、エンベーター、圧力容器）設置届（クレーン、デリック、建設用リフト、エレベーター、ゴンドラ、圧力容器）
	書 頭	安全衛生協議会、安全二事打合指示書・日誌、機械管理台帳（機械点検記録簿、重機持込届、機械電気器具持込届）、移動式クレーン重機等打合記録簿、工程及び機械設備等配置計画表、高所作業禁止ワッペン交付許可申請書、労務安全衛生管理体制報告書（誓約書、安全衛生責任者、作業主任者専任、高圧管理、作業員名簿、出費簿、年少者・高齢者就労願、マイクログラス運行届）、自主管理届、作業手順書、資材の写
	掲示・表示	工程及び機械設備等配置計画表、安全衛生協議会議事録、安全衛生管理方針、安全衛生協議会組織表、防火管理・自衛消防隊組織表、事故（教訓）連絡及び対策編成表、〔法定〕作業主任者・作業指揮者選任表、雇用管理責任者一覧表、クレーンの合図法、その他の合図、最大積載荷重表示、作業主任者（場所）、KYK、警報統一、管理責任者、使用責任者、入坑心場、危険場所、その他
	教育・訓練	入所時・適中入場者のフォロー、避難用具・救護の方法訓練、消火訓練、避難訓練
	健 康	健康診断（6か月、1年）、血圧測定、炊事場の検便、救急箱
	服装・行動	保護帽、履物、安全帯（肩かけ）、作業服、保護メガネ、マスク、耳せん、手袋、安全保護具、ワッペン（総括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全委員、安全当番、安全衛生責任者、作業主任者）、リボン、くわえ煙蓋、不安全行動
	環 境	壕内片付け、安全通路確保、昇降設備、作業床、上下作業、照明、換気、第三者対策、近隣対策、騒音、休憩所、便所、手洗い、喫煙所、警報設備
	配置・措置	有資格者、誘導員、指揮者、監視人、立入禁止措置、火気厳禁
	シール・ステッカー	Gシール、各前シール、玉掛け、始業点検、分電盤（箱）取扱基準
	調査・測定	事前、結業前、毎日、随時、0.5ヶ月、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、記録
機 械 ・ 建 設 機 械	設備点検	始業点検、1ヶ月点検、1年点検、持込仮設材目視検査
	警報の定め	火災、爆発、出水、土砂崩壊
	機 械	回転部囲い、ベルト囲い、研削と石囲い、丸鋸反ばつ防止、接触防止、ミキサー（フタ、篋い）
建 設 機 械	速度制限、地盤沈下、陥没崩壊、幅員、ギヤの保管、修理時の措置、禁止、どう采者制限、用途外使用、転倒防止、移送時（場所、踏板、仮設台）、ヘッドガード、バックミラー、定格荷重表示、方向転換場所、重機どうしの間隔、透視、ロープ掛け、ガードレール、中敷禁止、荷の落下、ワイヤーロープ、ロープ、チェーン、吊荷重表示、フック外れ止玉掛方法、つり綱、つり袋、過巻防止	

「注）本表は、点検を実施すべき項目の一覧であり、それぞれの項目については、別途、点検表を作成するのが望ましい。

点検項目		点検内容
その他	土工	手塚勾配制限, 降雨の崩壊, 埋設物の保護, 地下水処理, き裂, 法面作業
	土止め	杭立図, 強度計算, 切梁・旗起の脱落防止, 継手, 繫結金具
	コンクリート構築	作業計画, 倒壊防止, 粉じん処理, 足場倒壊
	鉄骨組立	倒壊防止, 柱脚の強度, 介錯ロープ
有害		代替品, 機械改善, 粉じん処理, 内燃機使用禁止 (坑, 井筒掘削, 坑) 排液処理 (中和, 沈でん, ろ過), 消音, 殺菌, 騒音, 振動, 電波, ガス処理
寄宿舍		規則明示, 避難施設, 出入口, 警報, 消火設備, 階段 (手摺, 幅員), 廊下幅, 常夜灯, 覆蓋 2.5m^2 /1人以上, 飲料水, 氏名標示, アミ戸, 浴室, 便所, 採暖の設備
土木	潜函	自動警報の作動, 通報連絡 (電話, インターホン), 指示事項 (作業等, 気閉塞の立入禁止, 入坑者名, 責任者の氏名, 注意事項, 加圧・減圧速度 (毎分 $0.6\text{kg}/\text{cm}^2$), 減圧時の措置 (床面 20m^2 以上, 休憩時間), 作業時間, 減圧時間, 発火点火源持込使用禁止, 機器消火設備, 元請教員技術者配置, 救急用具, 照明予備電源
	軌道装置	軌条状態 (継目, 取付け, 枕木), 逸走防止, 軌道外安全通路 (60cm 以上, 回避所), どう乗者の接触防止, 動力車の設備 (警笛, 前照灯, 転落防止), ブレーキ, 連結装置, 制限速度, 人車の輸送 (囲い, 乗降口), 後押し運転 (前照灯, 警報装置, 転落防止), 離れる場合の措置 (停止め, 戻)
	発破	発破技士 (せん孔, 袋でん, 結核), 回避場所の設置, 第三者の危害防止措置, 合図統一, 装薬とせん孔の平行作業禁止
	ずい道・推進・シールド	肌等の防護 (支保工, プロテクター), 支保二 (脚部の沈下, 滑動, 変形, 変位, 組立図), 入坑者名の表示, 気温 (炭酸ガス 1.5% 以下, 気温 37° 以下), 人力掘削内径 80cm 以上, 予備電源, 照明電線, 避難用具, 自動警報の作動